

半田市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対する通知（以下「本人通知」という。）及び偽りその他不正の手段による交付であることが明らかになったときに、当該交付に係る住民票の写し等に記載された者に対するその旨の告知（以下「本人告知」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し

(2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

2 この要綱において「第三者等」とは、本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関を除く。）若しくはその代理人又は本人等の代理人をいう。

3 前項の「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては、当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては、戸籍の附票若しくは戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

(登録)

第3条 本市が作成した住民票若しくは戸籍の附票又は戸籍に記載されている者で本人通知の利用を希望するものは、市長の登録を受けなければならない。なお、登録期間は、申請日から起算して3年とする。

(登録の対象者)

第4条 登録の対象となる者は、登録の申請日において、次の各号いずれかに該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍に記載されている者

2 国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、前項の規定にかかわらず、

本人通知の登録の対象としない。

(登録の申請)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、半田市本人通知制度登録申請書(様式第1号)により、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請をする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかの方法により本人であることを明らかにしなければならない。

(1) 個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって、申請者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示する方法

(2) 前号の書類を提示できない場合にあっては、健康保険被保険者証その他国又は地方公共団体の機関が発行した通常本人のみが保有する書類又は民間の機関が発行した社員証、学生証その他通常本人のみが保有する書類で、氏名等の記載があるもののうち、市長が適当と認める書類を2点以上提示する方法

3 第1項の規定による申請を代理人が行うときは、当該代理人は、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める方法により代理権限を有していることを明らかにするとともに、前項に掲げる方法により代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示。ただし、本市に備える戸籍簿等により法定代理人であることを確認することができるときは、これを省略することができる。

(2) その他の代理人 委任状の提出。ただし、同一世帯に属する者又は同一戸籍に記載されている者を代理人とするときは、第1項の申請書の署名欄に自署することをもって、これを省略することができる。

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(登録の実施等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号)に、次に掲げる事項を登録し、その旨を文書により申請者に通知するものとする。

(1) 登録番号

- (2) 申請日
- (3) 登録開始日及び終了日
- (4) 氏名
- (5) 性別及び生年月日
- (6) 住所
- (7) 本籍
- (8) 連絡先

2 市長は、前項の規定により本人通知制度事前登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

（登録事項の変更の届出等）

第7条 登録者は、前条第1項の規定により登録を受けた事項に変更があったとき、又は登録の取消しを希望するときは、半田市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第8条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により、次に掲げる事項を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 証明書の種類
- (3) 通数
- (4) 交付請求者の種別

（登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から第7条第1項の規定による登録の取消しの申請があったとき。
- (2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 登録者が国外に転出したとき。
- (4) 登録者の居住地が判明しないことにより、当該登録者の住民票が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権消除されたとき。
- (5) 登録期間終了日までに第5条に規定する申請がされなかったとき。
- (6) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

(本人告知の対象等)

第10条 市長は、第4条第1項第1号又は第2号に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合、その者に対して、本人告知を行うものとする。ただし、その者が、第9条第2号から第4号の規定に該当する者となった場合には、この限りではない。

(1) その者に係る住民票の写し等の交付を受けた第三者等が、当該交付に関し、住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条の規定により刑に処せられたことを把握し、その事実を確認したとき。

(2) 国又は地方公共団体の機関から、その者に係る住民票の写し等の第三者等への交付が偽りその他不正の手段によるものである旨の通知等があり、その事実を確認したとき。

(3) その者に係る住民票の写し等の第三者等への交付が偽りその他不正の手段によるものであることが明らかであり、その事実を確認したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に代えて、当該各号に定める者に対して告知を行うものとする。

(1) 交付された住民票の写し等が特定の個人を交付請求等の対象としていないものであるとき 当該住民票の写し等に係る世帯主又は筆頭者（その世帯主又は筆頭者が死亡しているときは、同一世帯内の親族又は同一戸籍内の配偶者、直系尊属若しくは直系卑属）

(2) 本人告知を受ける者が未成年者であるとき その法定代理人

3 前2項の規定にかかわらず、本人告知に係る住民票の写し等の交付請求等に関する書類が保存期間の満了により廃棄され、当該交付の事実を確認できない場合は、本人告知を行わないものとする。

4 本人告知は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条の規定に基づき、かつ、本人のプライバシーに配慮した上で、書面又は電話により行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。